

Client Alert

19 July 2019

コンプライアンスの認識: DOJ 反トラスト局が コンプライアンスを奨励する新たな方針を公表

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



岡村 優
シニア・アソシエイト
03 6271 9746
yu.okamura@bakermckenzie.com

最新情報

2019年7月11日、米国司法省反トラスト局は、企業のコンプライアンス・プログラムを扱う新たな方針を公表した。[リンク:
<https://www.justice.gov/opa/pr/antitrust-division-announces-new-policy-incentivize-corporate-compliance>] 反トラスト局は、他の司法省の部門とは異なり、企業に制裁を科すか否か及びどのような制裁を科すかを決定する際に、以前は企業のコンプライアンス・プログラムを考慮しておらず、刑事上の罰金を減額するために企業のコンプライアンス・プログラムを評価することはほとんどなかった。この新たな方針は、反トラスト局がコンプライアンスをどのように捉えるかについて劇的な変化を示している。

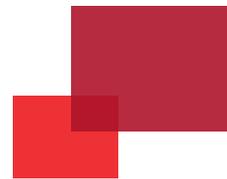
新たな方針の下では、反トラスト局の検事は、価格固定、入札談合、及び市場分割等の刑事上の反トラスト法違反について企業に制裁を科すかどうかを決定する際には、他の要因に加えて「企業のコンプライアンス・プログラムの適切性及び有効性」を考慮しなければならない。新たな方針では、企業がコーポレート・リニエンシー・ポリシー [リンク:

<https://www.justice.gov/atr/leniency-program>] による反トラスト法違反の自己報告を最初に行うことに失敗しても、有罪答弁をしそれによる制裁を受ける代わりとして、起訴猶予の合意をすることができることが明記された。さらに、反トラスト局が企業に制裁を科すことを決定する場合、新たな方針は、「検事は、企業の有効な反トラスト・コンプライアンス・プログラムに基づいて、量刑の軽減を要請するかどうかを審査しなければならない」と定めている。

貴社への影響

企業は、調査に直面した際、自社の反トラスト・コンプライアンス・プログラムの有効性を判断されることになる。新たな方針は、企業に罰金の軽減や刑事上の制裁の回避の機会を作り出すことにより、強固なコンプライアンス・プログラムの利点を強調している。企業を支援するため、反トラスト局は、反トラスト・コンプライアンス・プログラムをどのように審査するかについての詳細を初めて提供した。[リンク:

<https://www.justice.gov/atr/page/file/1182001/download>] 他の DOJ の部門と同様に、反トラスト局は、企業のコンプライアンス・プログラムについて、(1) よく設計されているか、(2) 真剣かつ誠実に適用されているか、及び(3) 機能しているかを考慮する。加えて、反トラスト局は、有効な反トラスト・コンプライアンス・プログラムの 9 つの要素について書面による指針を提供した。ここには、(1) プログラムの設計及び包括性、(2) 企業内のコンプライアンスの文化、(3) 反トラスト・コンプライアンスの責任者及び専従の人員、(4) 反



トラストのリスク評価の技術、(5) 従業員へのコンプライアンス・トレーニング及びコミュニケーション、(6) 反トラスト・コンプライアンス・プログラムの継続的な見直し、審査、及び改訂を含むモニタリング及び監査の技術、(7) 報告メカニズム、(8) コンプライアンスの奨励及び懲戒、並びに(9) 是正方法が含まれている。

しかし、新たな方針からは、不十分なコンプライアンス・プログラムを有する企業にはリスクがあることがうかがえる。特に、反トラスト局は、以下の状況において、外部のコンプライアンス・モニターを要請する可能性がある。

「(1) 企業が、法令遵守を推進するために企業文化を改善することを拒絶する場合、(2) 企業が、反トラスト法違反の後、適切な反トラスト・コンプライアンス・プログラムの実行を拒絶し、若しくは著しく不適切なコンプライアンス・プログラムを採用する場合、又は(3) 企業が再度の反トラスト法違反をした場合。」

今何をすべきか

効果的なコンプライアンス・プログラムの3つの基本原則及び指針で定められた9つの要素の観点から、現在の反トラスト・コンプライアンス・プログラムを見直す。貴社のコンプライアンス・プログラムが貴社及び業界に適合しているか、トップの姿勢を示したコンプライアンスの文化を示しているか、並びに人事専門家が直面しているものなど、最新のリスクに対応するため定期的にアップデートされているかを検討する。[リンク：<https://www.justice.gov/atr/file/903511/download>]

貴社のコンプライアンス・プログラムを試験し、及び改善分野を特定するため、内部監査を実施する。

何らかの問題のある行動を特定した場合、貴社がどのような選択肢を持つか、及び当局への自己報告をすべきかについて弁護士に相談する。